

# 少年院について



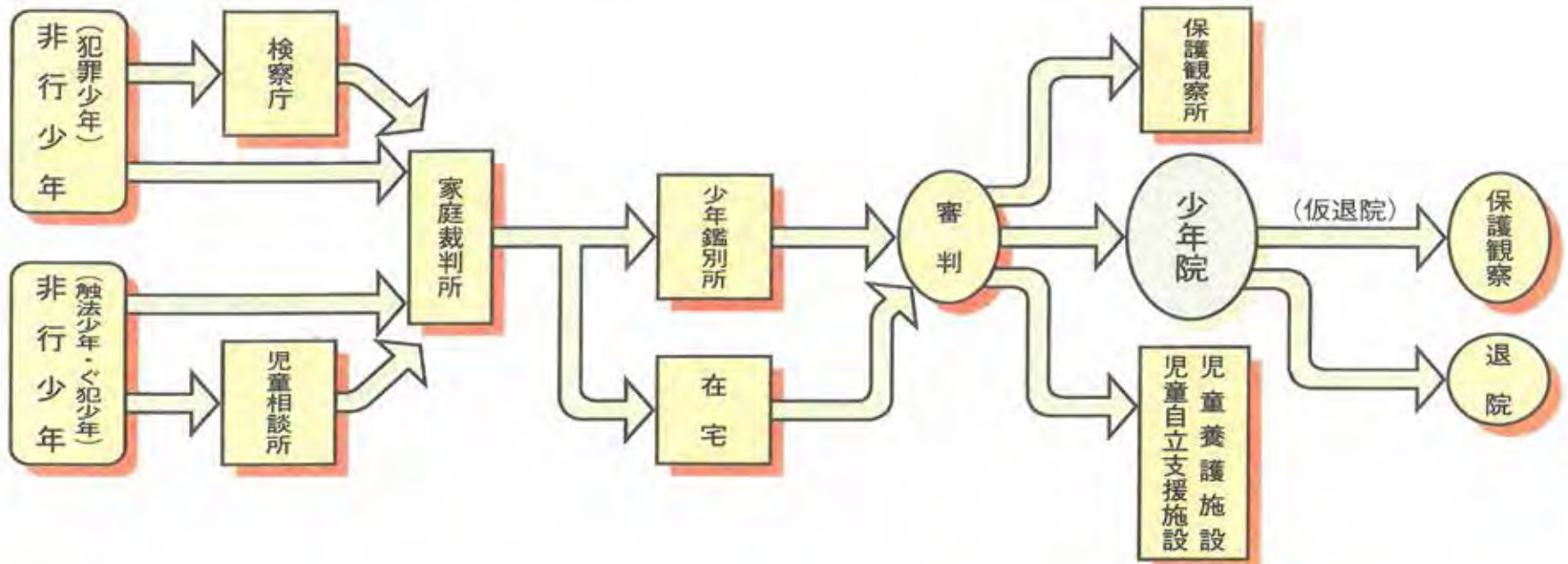
宮川医療少年院

# 少年院とは・・・

- 法務省所管の施設等機関(国立)
- 家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容
- 少年一人一人の個性, 非行の傾向等を十分考慮して, それぞれに適した矯正教育を行い, 社会不適応の原因を除去し, 健全育成を図る

# 保護処分の流れ

## (少年院送致に至るまでの流れ)





# 少年院の種類

■ 少年院には、少年の年齢、犯罪的傾向の程度及び心身の状況に応じて、4種類に分けられます（※現行の少年院法による）。

- 1 初等少年院・・・心身に著しい故障のないおおむね12歳以上おおむね16歳未満の者
- 2 中等少年院・・・心身に著しい故障のないおおむね16歳以上20歳未満の者
- 3 特別少年院・・・心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者
- 4 医療少年院・・・心身に著しい故障のあるおおむね12歳以上26歳未満の者

※ 当院は「医療少年院」という名称を使っていますが、上記4の医療少年院ではありません。